

施策別基本計画

『ひと』ふれあう

【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

基本施策－3	子どもと親が安心して暮らせるまちづくり	26
基本施策－4	まちのみんなで子育てを応援するまちづくり	29
基本施策－5	郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てる学校教育の充実したまちづくり	31

【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

基本施策－6	みんなが主役、ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり	36
基本施策－7	高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり	39
基本施策－8	住み慣れた地域で、ともに支え合い、障がい者・障がい児の自立と社会参加を推進するまちづくり	42
基本施策－9	いつまでも健康で暮らせるまちづくり	45

【基本目標Ⅲ】 とともに認めあい、支えあうまち

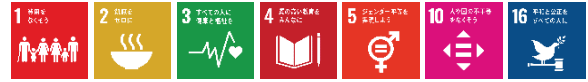
基本施策－10	人権を尊重するまちづくり	49
基本施策－11	互いに支えあい参画できる多文化共生のまちづくり	51

【基本目標Ⅳ】 安全・安心の輪を広げるまち

基本施策－12	災害に強く安心して暮らせるまちづくり	54
基本施策－13	防犯・交通安全対策充実のまちづくり	57
基本施策－14	豊かな消費生活を実現するまちづくり	59

【基本目標 I】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

基本施策－3 子どもと親が安心して暮らせるまちづくり



現状と課題

(1) 子育て環境の充実

◆ 産前産後から乳幼児期に健診や相談、訪問活動を実施し切れ目ない支援体制の維持に努めていますが、多様な価値観を持つ保護者に対しては、母子を取り巻く環境や意識の変化への対応が求められています。

また、産後ハイリスク者の早期支援のためには産科医療機関との連携強化を図る必要があります。

◆ 出生児童数は減少傾向にありますが、教育・保育施設への入所時期は1歳前後が増加傾向です。保護者の就労形態の多様化に伴い、求められるサービスも多様化してきています。

また、丁寧な関わりを必要とする児童も増加し、保育士のスキルアップ、教育・保育環境の充実も求められています。

(2) 保護者の経済的負担軽減

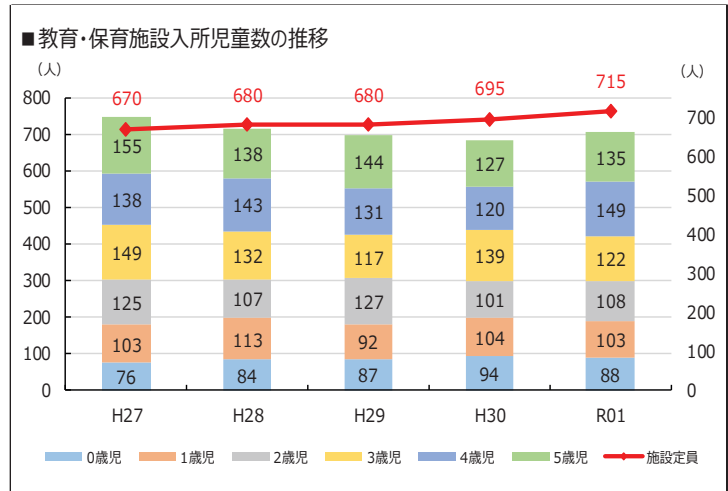
◆ 子どもの幼児教育・保育の無償化の実施により、3歳以上の児童については負担軽減が図られたものの、3歳未満の児童に対する保育料の軽減策が求められています。

また、子ども医療費や予防接種などの、子どもに対する助成制度への関心が高くなっています。

(3) きめ細やかな子育て支援

◆ 育児に関する悩みや、ネグレクト等の虐待に関する相談や事案が多くなってきており、関係機関と連携した対策が求められています。

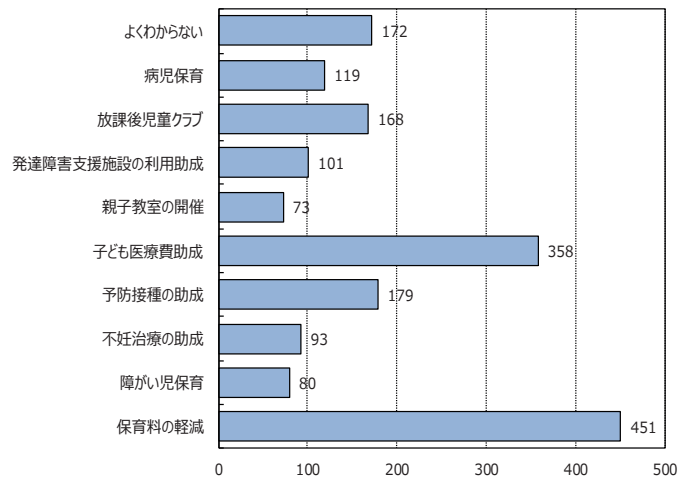
◆ 丁寧な関わりや専門的な支援を必要とする子どもが増加し、保護者も含め個別ケースに応じた専門的な支援が求められています。



※入所児童数は、年度内の最大入所児童数

《まちづくりアンケート 問21》

■未就学児を対象とした施策で、最も何が重要だと思いますか



■児童相談対応件数の推移

(単位：件)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
養護 相談	児童虐待相談	4	4	4
	その他の相談	12	47	40
保健相談		2	0	0
障害 相談	知的障害	0	0	2
	発達障害	0	1	0
非行相談		0	4	1
育成 相談	性格行動	1	0	0
	不登校	10	12	6
	適性	0	0	2
	育児・しつけ	10	2	1
その他の相談		11	4	21
合計		50	74	77

【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

施策の方向性

(1) 子育て環境の充実

- ◆ 産前産後の母親に対して、産科医療機関や助産施設等と連携し、ハイリスク者等の支援に早期介入できる体制づくりに努め、個々の悩みに対応した寄り添い支援に努めます。
- ◆ 妊娠期から子育て期における健康診査や保健指導の充実を図り、妊娠・出産から育児への継続的な相談・指導による支援体制の確保を図ります。
- ◆ 保護者の就労形態の多様化に伴い、延長保育・休日保育・病児保育・一時預かりなどの利用希望が増加しているため、特別保育サービスの充実に努めます。

(2) 保護者の経済的負担軽減

- ◆ 子ども医療費やひとり親家庭等医療費の助成、予防接種に係る費用の助成を通じて、生活支援等の充実に取組むとともに、教育・保育施設等利用者負担額の軽減などにより、子育てに係る保護者の経済的支援に努めます。また、不妊治療の費用助成により不妊治療を受ける夫婦の支援に努めます。

(3) きめ細やかな子育て支援

- ◆ 全国的に増加しているネグレクト等の児童虐待の防止に努めるため、教育・保育施設、学校、医療機関等と連携し、すべての子どもが虐待を受けずに健やかに成長できるよう、相談体制の充実を図ります。
- ◆ 障がい児や丁寧な関わりや専門的な支援などを必要とする児童について、保健師、教育・保育施設、学校、療育機関、医療機関と連携し、きめ細やかな支援の充実に努めます。
- ◆ 将来の父親・母親になる児童・生徒に対するいのちを育む教育により、家庭・学校・教育委員会等が連携した子育て支援に努めます。

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
子どもと暮らさせ安心まちづくり	(1) 子育て環境の充実	① 母子保健サービスの充実
		② 保育サービスの充実
	(2) 保護者の経済的負担軽減	① 医療費等の助成
		② 保育料の軽減
	(3) きめ細やかな子育て支援	① 児童虐待防止への取組
		② 地域療育支援体制の構築
		③ いのちを育む教育の充実

【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
出生者数	123人	107人

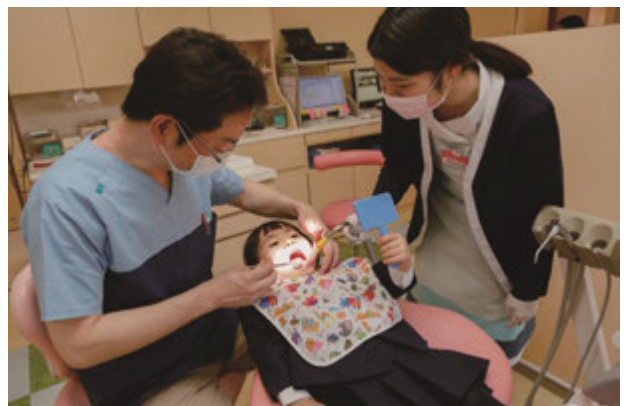
● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
乳幼児健診受診率	97%以上	100%
産後ケア応援券利用率	29.3%	40%以上
教育・保育施設待機児童数	0人	0人
保育士資質向上研修会参加者数※	延べ63人	延べ70人
乳児家庭全戸訪問訪問割合	85.4%	100%

※保育士資質向上研修会はR2年度実績

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊娠期から親と子どもの健康維持に努めましょう。 ◆ 子育てに関する情報を積極的に活用しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童虐待予防・早期発見のため、地域で子どもと子育て家庭を見守りましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不妊治療や出産・育児に対する理解を深め、出産・子育てのしやすい職場の環境づくりに努めましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 安心して出産・子育てができるよう、子育てに関する情報提供や相談体制の充実、経済的負担軽減等、支援に努めます。 ◆ 関係機関と連携し、児童虐待の早期発見や対応に努めます。



【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

基本施策－ 4

まちのみんなで子育てを応援する
まちづくり



現状と課題

(1) 子育てを支援する地域づくり

- ◆ 家庭で保育している世帯では、育児についての不安等を相談できず、地域での孤立化が懸念されます。また、家族のあり方の変化により、保護者と子どもの愛着関係の構築や保護者の養育意欲の形成などの支援が必要な世帯もあり、このような世帯に対し、子育てを楽しみと感じられるような支援が必要となっています。
- ◆ 育児についての不安等を、子どもを連れていつでも気軽に相談できる場所が求められています。

(2) 子どもが健やかに成長する環境の整備

- ◆ 共働き家庭の増加等により学童保育のニーズが高まっています。また、子どもの放課後の安心・安全な居場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題となっています。

■ 放課後児童クラブ利用者数等の推移

(単位：日、人)

施設名	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	開所日数	延べ利用者数	開所日数	延べ利用者数	開所日数	延べ利用者数	開所日数	延べ利用者数
えいしん児童クラブ	290	10,115	292	10,121	293	6,416	288	6,851
恵光学童クラブ	290	2,934	252	3,126	253	5,295	256	4,557
錦光保育園こすもす少年クラブ	288	5,123	290	5,719	289	5,858	292	4,917
永野学童クラブ	288	3,397	288	3,397	285	2,706	275	2,097
佐志学童クラブ	256	3,032	293	4,729	292	5,056	288	5,313
つるだ学童クラブ	-	-	259	1,105	267	1,637	242	1,807
山崎学童クラブ	-	-	255	3,426	292	4,539	287	3,593
信教寺児童クラブ	-	-	-	-	289	2,563	287	4,010
太陽学童クラブ	-	-	-	-	292	2,420	289	3,527
計	1,412	24,601	1,929	31,623	2,552	36,490	2,504	36,672

施策の方向性

(1) 子育てを支援する地域づくり

- ◆ 家庭で保育している世帯について、育児の仲間づくりや親子の交流、育児相談、情報提供を実施し、育児についての孤立感、負担感などの解消を図るため、地域住民や関係機関と連携し、子育て支援拠点事業の充実に努めます。
- ◆ 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的支援に努めます。

(2) 子どもが健やかに成長する環境の整備

- ◆ 放課後児童クラブの設置運営については、教育委員会、学校、地域と連携しながら進め、共働き家庭等の子ども達にとって安全・安心な居場所の確保を図ります。

【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
子 ま 育 ち の ま を み ち ん づ 援 な く す で り る	(1) 子育てを支援する地域づくり	① 子育て支援拠点事業の充実 ② 子育てに関する情報提供の充実
	(2) 子どもが健やかに成長する環境の整備	① 放課後児童クラブ等の充実

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
保育や子育て関連サービスが充実していると感じる住民の割合	26.0%	50%以上

● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
地域子育て支援センター利用可能数	5,160人	5,000人
相談窓口「さくらんぼ」開設日数	50日	90日
放課後児童クラブ利用可能数	360人	400人

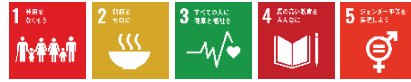
役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭がともに協力し、子育てに取り組みましょう。 ◆ 子育てに関する不安や困りごとを、一人で抱え込まずに相談しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもと親が地域の人たちと交流できる環境づくりに努めましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育てに関する制度を利用しやすい職場の環境づくりに努めましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域や関係機関と連携した、子育てしやすい環境づくりに努めます。 ◆ 子育てに関する制度の周知に努めます。

【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

基本施策－ 5

郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てる学校教育の充実したまちづくり



現状と課題

(1) 幼児教育の充実

- ◆ 近年、幼児期の教育がその後の生活等へ与える影響に関する研究が進み、幼稚園や保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子どもが健やかに成長できるよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。
- ◆ 世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも身近に相談できる相手がいないといった家庭教育を行う上での課題が指摘されており、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どものよりよい育ちを実現できるような子育て支援が求められています。
- ◆ 基本的な生活習慣が十分身に付いていないなど、家庭の教育力の低下が大きな課題となっています。

(2) 教育行政の推進

- ◆ 国のICT環境の整備方針等も踏まえ、学校におけるタブレット型コンピュータやデジタル教材などのICT環境の整備を推進するとともに、教科指導等におけるICTの効果的な活用により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や児童生徒の情報活用能力の育成に努める必要があります。
- ◆ 急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育むとともに、プログラミング教育、情報モラルの育成の充実が求められています。そのため、ネット依存、情報モラルや外部からの情報を適切に判断し、ネット犯罪の被害から身を守ることにについて早期からの体系的な指導を充実させる必要があります。
- ◆ 学校規模の標準は、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」とされていますが、本町は少子化の進展により児童生徒数の減少や学校の小規模校化が進んできており、今後も更なる少子化が予測されていることを踏まえると、学校規模の適正化について検討が必要になってきます。児童生徒にとって望ましい教育環境はどうあるべきかという観点に立ち、保護者や地域住民等の理解や協力を得ながら進めていくことが必要です。
- ◆ 近年、通学路における交通事故の発生や児童生徒に危害を加える事件が発生し、大きな社会問題となっています。児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等についての教育を行うとともに、通学路の安全点検や安全指導の充実、自然災害に備えた避難訓練など児童生徒等の安全を守るための取組を推進していく必要があります。
- ◆ 学校施設においては、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要となっています。
- ◆ 学校施設等は築30年以上経過している建物が多く、これまで耐震診断結果に基づき耐震補強・大規模改修工事を実施してきました。しかしながら、建築から長い年数が経過し建物の老朽化が進んでいることや施設設備の不具合もでてきていることから、近い将来において、建替を含めた対策が必要となっています。
更に、防災機能整備、強化やバリアフリー化、環境への配慮など学校施設に求められる時代のニーズに対応するための対策が課題となっています。

【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

(3) 学校教育の充実

◆ 「さつまの3構え」（身構え・心構え・物構え）を基に、学習の準備・姿勢・態度等の指導が全学校で実施されており、学習に取り組む姿勢は概ね定着しています。

◆ いじめ問題に関しては、「町いじめ防止基本方針」を基に、早期発見・早期対応に努めています。また、年々増加傾向にある不登校児童生徒への対応に関しては、教育委員会・学校・家庭・関係機関等の連携が重要となっています。

◆ 教育基本法等の改正及び学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、今後求められる学力である基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立を図る必要があります。

◆ 本町の児童生徒の学力の状況は、小学校では全教科、県や地区の平均正答率を下回り、中学校でも、県平均と同等か上回る教科もありますが、全体的には県や地区を下回る傾向にあり、授業の工夫改善と、基礎的・基本的な学習内容をより一層定着させるための取組が必要です。

◆ 学習指導要領の改訂に伴い、英語教育、国際理解教育などの一層の充実が求められています。今後も英語教育指導助手（ALT）等の活用による英語教育や、地域人材を活用した国際理解教育などの取組を更に充実させることが必要です。

◆ 障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められています。

◆ 平成28年4月に施行された障害者差別解消法において、基礎的環境整備や合理的配慮の提供が義務付けられました。特に、合理的配慮については、本人及び保護者の要望に基づき、設置者、学校、本人及び保護者が実施可能な配慮について十分に話し合い、合意形成を図った上で、適切に提供していくことが必要です。

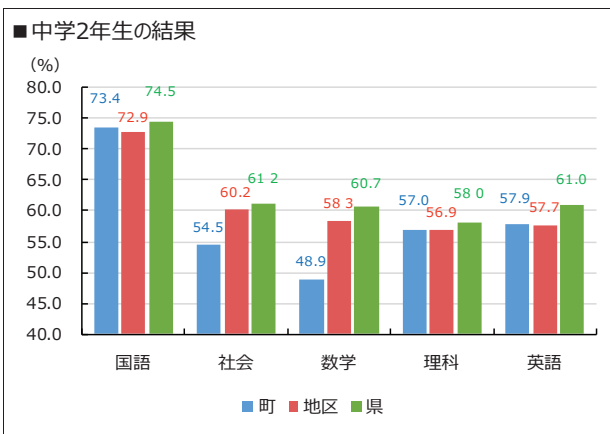
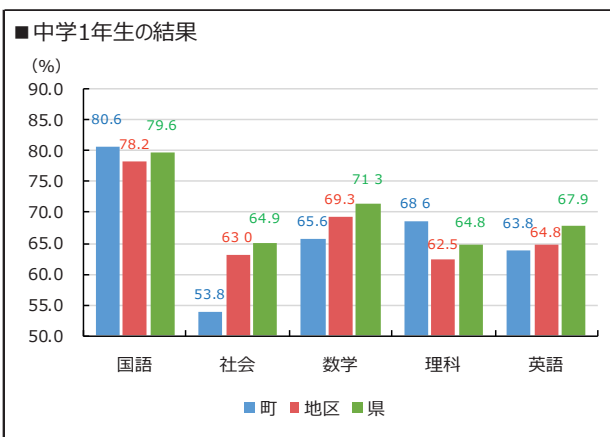
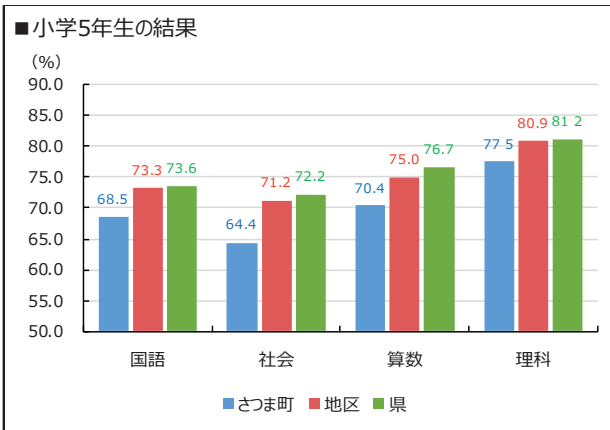
◆ 核家族化や人口減少の影響による地域の伝統行事・イベント等の減少により、多世代間の交流の機会が減少し、このことが郷土を知る（学ぶ）機会の減少にもつながっています。

(4) 薩摩中央高等学校との連携

◆ 小・中学校・高等学校間では、連携した研究会の実施による児童生徒に関する情報交換や学力向上のための授業を通じた研修などが進められていますが、今後、更なる学力向上を目指した連携が求められています。

◆ 長期的な生徒減少が進む中、生徒確保に向けた各種支援体制の強化を図るとともに、高等学校教育としての専門性の確保、教育水準の向上などを働きかけるとともに、町をはじめ、地域・学校が一体となって、魅力ある学校としての積極的な情報発信に努める必要があります。

《県学習定着度調査正答率による比較（令和2年1月実施）》



【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

(5) 学校給食の充実

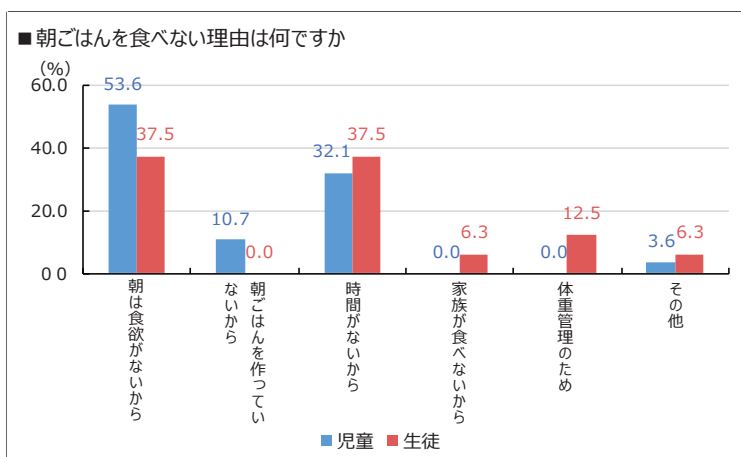
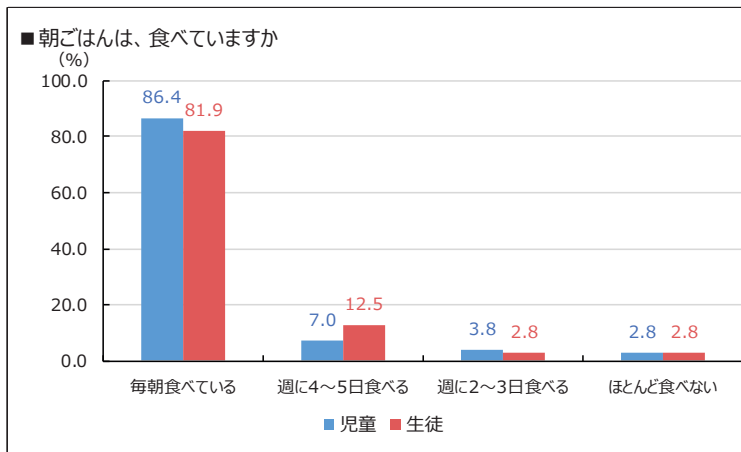
◆ 毎日朝食を食べている児童生徒の割合は8割を超えており全国平均より多い状況にありますが、約2割の児童生徒が朝食を食べないと回答しており、「朝は食欲がない」、「時間がない」などの理由が多くなっています。

◆ 学校給食は、安全・安心な食の提供が求められており、地元産食材の活用にあたっては、生産履歴や残留農薬検査などの確認が必要となっています。

また、少量多品目の作物や特産物を活用したバランスのとれた献立を提供するため収穫時期や収量について関係機関との連携に努め、情報の共有化を図る必要があります。

◆ 学校再編計画の進捗状況を踏まえ、学校給食センターの統廃合を行う必要があります。

《さつま町教育振興計画策定のためのアンケート結果（令和元年度実施）》



施策の方向性

(1) 幼児教育の充実

- ◆ 思いやりの心や基本的な生活習慣を身に付けさせる教育に努めるとともに、規範意識が培われる指導の充実を図ります。
- ◆ 幼稚園・保育所・小学校と連携し、情報を共有しながら義務教育への円滑な接続を図ります。
- ◆ 子どもの発達段階に応じた、適切な支援体制による教育・指導に努めます。

(2) 教育行政の推進

- ◆ 子どもたちの「生きる力」を育むため、知識・技能だけでなく、学習意欲や考える力を含む「確かな学力」の向上を図るとともに、安全・安心で快適に学べる環境の整備に努めます。
- ◆ 子どもや保護者の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実と子育てを社会全体で支援する取組を進めるとともに、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それぞれに合った適切な支援に努めます。

(3) 学校教育の充実

- ◆ 児童生徒の学びをより充実させるために、「さつまの3構え」をこれまで以上に推進し、集中して学習に取り組む環境と雰囲気づくりに努めるとともに、夏休み期間等に本町出身の学生や社会人との交流を図る「さつまっ子チャレンジ教室」の実施など、特色のある教育環境づくりに努めます。
- ◆ 学力向上に向けて、問題解決的な学習など教員の指導法の改善等を図り、基礎的・基本的な知識・技能を活かす力を培うとともに、家庭学習の充実を図ります。
- ◆ 不登校児童生徒の解消に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員を積極的に活用するとともに、適応指導教室や地域・関係機関等との連携の強化を図ります。
- ◆ 福祉関係部局との連携や特別支援教育支援員の活動強化等により、特別支援教育の充実を図ります。

【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

- ◆ 複式学級の解消や教育環境の充実のため、学校再編計画等を策定し学校規模の適正化を図ります。
- ◆ 学校施設の計画的な整備に努め、教育環境の充実を図ります。
- ◆ これまで地域の人材・自然・産業・伝統文化等を活かした特色ある教育活動「さつま学」の推進の一つとして、小学5・6年生と中学1・2年生を対象に「さつま検定」を実施しています。この「さつま検定」を、親子や地域住民が参加できるプログラムとすることで、多世代間交流の場を創出し、更には郷土愛の醸成が図られる取組を目指します。

(4) 薩摩中央高等学校との連携

- ◆ 小中高連携研究会を通じ、教員の情報交換や主に学力向上に向けた研修活動の充実を図ります。
- ◆ 薩摩中央高等学校振興対策協議会を中心に、中学生の進路希望等の現状を把握・分析し募集定員確保のための支援に努めます。

また、奨学資金制度など薩摩中央高等学校に進学する生徒に対する支援に努めます。

更に、農業分野や福祉分野など特色のある学科が設置されていることから、地域との交流や行事への参画など、魅力ある学校づくりを支援し、「行きたい高校」、「目指す進路」となるよう、学校・企業・関係機関等と連携した取組を推進します。

(5) 学校給食の充実

- ◆ 学校給食は、児童生徒が教科等の学習を離れて、教師や級友とともに食事をする「楽しい活動の場」であり、他の教育活動には見られない効果が期待されます。
- ◆ 豊かな心や人間性、社会性を育成する上からも、学校給食を教育活動の中に適切に位置付け、関係機関と連携し、「食育」に関する取組を積極的に推進します。
- ◆ 子どもたちに基本的な食習慣を身に付けさせるため、家庭や学校、地域において、あらゆる機会を通じて、「早ね・早おき・朝ごはん」運動の展開に努めます。
- ◆ 食材購入にあたっては、関係機関との連携を一層強化し、地元産食材を積極的に活用するとともに生産者との交流を深め、安全・安心で近年の食生活、食文化に対応すべくバランスのとれた献立の提供に努めます。
また、食育指導については、栄養教諭等との連携を図りながら、学校の年間指導計画を工夫するなど、より効果的な取組を進めます。
- ◆ 給食センターの運営や調理作業の効率化を図るため、施設の改善を含めた機械設備の計画的な整備に努めるとともに、学校再編計画と合わせた学校給食センターの統廃合や業務委託について検討します。



【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
郷土学校の誇りをもち、子育てを充実させ、まちづくり	(1) 幼児教育の充実	① 就学前教育の充実
	(2) 教育行政の推進	① 開かれた教育委員会運営の推進
		② 教育行政の計画的で効果的施策等の推進
		③ 学校規模適正化の推進
		④ 再編小・中学校の学校運営におけるフォローアップの強化
⑤ 安全で安心して学べる学校施設及び環境の整備		
(3) 学校教育の充実	① 自己実現を図るための確かな学力の育成	
	② 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	
	③ 多様化するニーズや社会の変化に対応した教育の推進	
	④ 信頼される学校づくりの推進	
(4) 薩摩中央高等学校との連携	① 小・中・高連携教育の推進	
	② 高等学校振興対策の強化	
(5) 学校給食の充実	① 安全・安心な学校給食の提供	

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
学校教育が充実していると感じる住民の割合	25.3%	40%以上
● 主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
県学習定着度調査正答率の県平均以上教科数	小学5年	0教科
	中学1年	2教科
	中学2年	0教科
薩摩中央高等学校入学者数	56人	120人
学校給食の地元食材使用比率	41%	50%

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭において、基本的な生活習慣や学習習慣づくりに取り組みましょう。 ◆ 学校やPTA、地域との連携を密にし、情報を共有し合いましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域活動等を通じ、子どもの成長を見守る環境づくりに努めましょう。 ◆ 学校教育に対する理解を深め、教育活動を支援しましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 未就学児の就学指導等に関して、関係機関と連携を図り、積極的な情報交換に努めましょう。 ◆ 専門分野を活かして学校の教育活動に積極的に関わります。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童生徒や保護者等へのきめ細かな支援体制づくりに努めます。 ◆ 幼・保、小・中、高校が連携したネットワークづくりに取り組みます。

【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

基本施策－ 6

みんなが主役、ともに支え合い、
安心して暮らせるまちづくり



現状と課題

(1) お互いが見守り、支え合い、つながる「地域」づくり

- ◆ 「自助・共助・公助」の言葉は、多くの町民に認知されています。住みやすい地域にするためには地域住民が互いに協力し合う環境づくりが大切であり、そのためには「近所付き合い」の活性化が求められています。
- ◆ 地域住民間のつながりの希薄化を解消するため、地域住民が、「ふれあい」や「生きがい」を感じることができ各種サロンの積極的な活動の展開が期待されています。
- ◆ 虐待・差別及び認知症の方の徘徊など地域で起こりうる様々な問題の予防策や、早期発見・早期対応することで被害の拡大を防ぐなど、専門機関にかかる前に解決できる地域づくりが求められています。
- ◆ 災害発生時の安否確認や避難支援を迅速に進めるため、避難行動要支援者の把握、自主防災組織の設置や防災訓練を行うなど、地域における避難支援体制づくりが求められています。

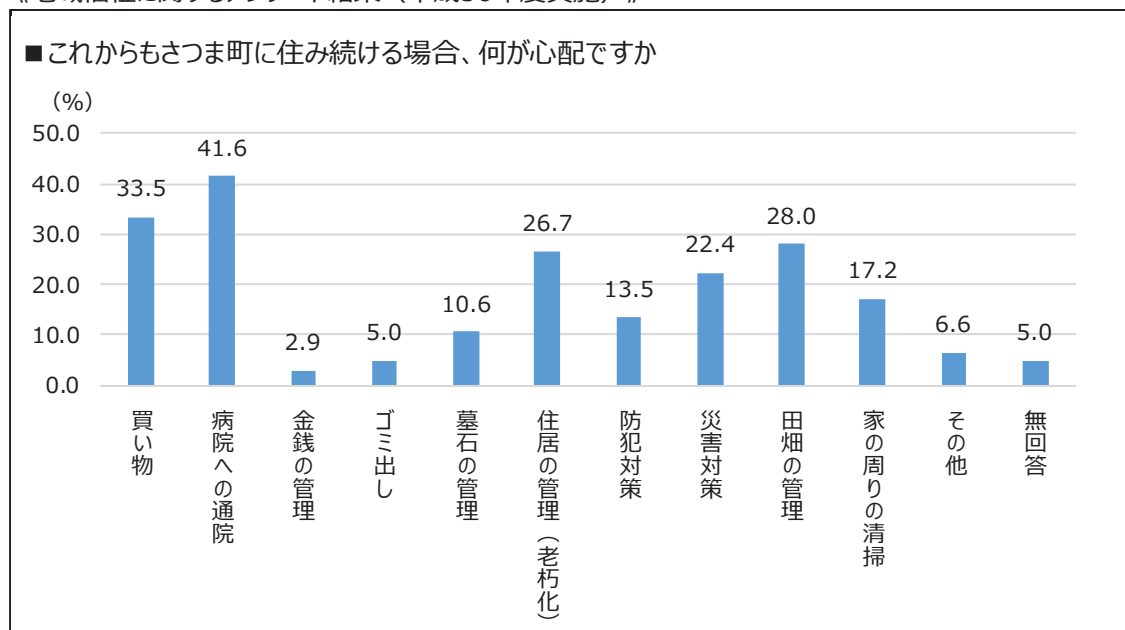
(2) だれもが安心して暮らせる「仕組み」づくり

- ◆ 地域福祉の中心的団体である区公民館・公民会と、民生委員・児童委員や地域支え合い推進員との連携強化を図ることが求められています。
- ◆ 地域において、買い物弱者に対する支援、家屋周辺の草払いやごみ出しなどの困りごとに対応するための支援が求められています。
- ◆ 個人や家族が抱える多様で複合的な課題は、福祉分野だけでなく、医療や保健、産業、都市・環境整備、教育、権利擁護等といった、個別分野を越えた包括的な相談・支援体制づくりが求められています。

(3) 地域に関心を持ち、行動できる「人材」づくり

- ◆ 地域住民間のつながりが希薄化しており、地域に対する関心も薄れてきているため、だれもが地域の一員であるという認識を醸成するための情報発信や活動が必要となっています。
- ◆ 地域福祉を担う、地域支え合い推進員などの公民会役員や民生委員・児童委員などが固定・高齢化しており、次世代の人材確保やボランティア活動に参加する人材の育成が求められています。

《地域福祉に関するアンケート結果（平成30年度実施）》



施策の方向性

(1) お互いが見守り、支え合い、つながる「地域」づくり

- ◆ 本町では、「近所付き合い」を「自助・共助・公助」に続く「近助」として位置付け、これを基本施策の底流におき、地域福祉の推進に努めます。
- ◆ 高齢者・障がい者・子育て世帯などを含むすべての方が、地域の中で孤立することなく安心して暮らせるよう、地域住民が交流できる各種サロンの活動支援に努めます。
- ◆ 虐待・差別、DVなどの被害を拡大させないため、公民会長、民生委員・児童委員、町地域包括支援センター、町社会福祉協議会、関係団体などの連携により、地域における支え合い・見守り体制の充実・強化に努めます。
- ◆ 災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるため、公民会長、民生委員・児童委員、関係機関などとの連携を強化して、地域の共助に基づく避難支援体制づくりの支援に努めます。

(2) だれもが安心して暮らせる「仕組み」づくり

- ◆ 地域福祉の中心を担う、地域活動団体である、区公民館、公民会、高齢者サロンや子ども会などと民生委員・児童委員との連携強化に努めます。
- ◆ 地域において、買い物弱者に対する支援、家屋周辺の草払いやごみ出しなど高齢者等の困りごとに対応するための団体の設立に向けた情報提供や、団体の取組を住民に周知するなど活動の支援に努めます。
- ◆ 認知症や障がい等の理由により、判断能力の不十分な方が安心して地域で生活できるように、権利擁護センターを中心に権利擁護の普及啓発を進めるとともに、成年後見制度等の利用を促進することで、地域における権利擁護体制の充実に努めます。



(3) 地域に関心を持ち、行動できる「人材」づくり

- ◆ 地域福祉を推進する上で、将来の担い手として期待される若年層の地域福祉への関心を高めるために、地域福祉に関する学習の場や福祉施設等での体験学習の機会づくりに努めます。
- ◆ 固定・高齢化する公民会の役員や民生委員・児童委員、地域支え合い推進員など、地域福祉を担う次世代の人材確保に努めます。
- ◆ 社会や地域に貢献する意識を高める研修・講座等を実施し、福祉課題を解決する地域福祉の担い手としてボランティア人材の育成に努めます。



【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
ち 合 み づ い ん く 、 な り 安 が 心 主 し 役 て 、 暮 と ら も せ に る 支 え ま	(1) お互いが見守り、 支え合い、つながる 「地域」づくり	① 地域と住民主体の地域福祉の推進
		② 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり
		③ 避難行動要支援者の支援体制の強化
	(2) だれもが安心して 暮らせる「仕組み」 づくり	① 地域活動団体と関係機関等の連携
		② だれもが地域に出やすい環境づくり
		③ 包括的な相談・支援体制の推進
	(3) 地域に関心を持ち、 行動できる「人材」づ くり	① 地域福祉の普及・啓発
		② ボランティア育成と地域活動への参加促進
		③ 地域福祉を支える人材の確保・育成

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
住んでいる地域が安心して暮らせると思う住民の割合	75.8%	80%以上

● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
ボランティア登録団体数	36団体	45団体
ボランティア登録者数	1,055人	1,200人
おたすけ隊設置状況	3団体	6団体

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日頃からの近所付き合いを大切にしましょう。 ◆ 地域への関心を持ち、地域活動へ積極的に参加しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会など互いに連携・協働しながら、地域の福祉活動やボランティア活動を積極的に推進しましょう。 ◆ 地域コミュニティ組織における福祉活動を推進しましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会福祉協議会をはじめとする関係団体との情報共有と連携を図りましょう。 ◆ 地域活動団体と関係機関との連携を図りましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域課題の把握と地域活動の促進に努めます。 ◆ 地域活動団体と関係機関等の連携に努めます。 ◆ 地域福祉に関する情報提供や学習する機会の提供に努めます。 ◆ 専門性の高い福祉人材を育成するための支援に努めます。

【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

基本施策－ 7

高齢者が生きがいを持ち、
安心して暮らせるまちづくり



現状と課題

(1) 生きがいを持ち、地域に根ざした健やかなまちづくりの推進

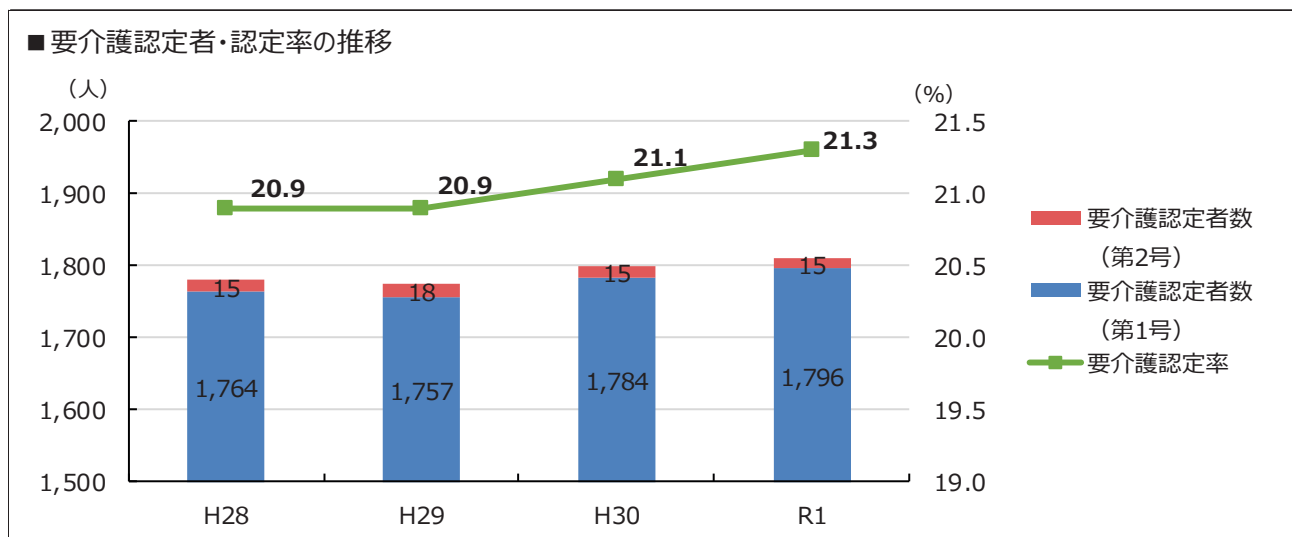
- ◆ 超高齢社会を迎えた本町では、いつまでも元気で、できる限り自立した生活を続けるため、生活習慣病等の発症・重症化予防対策等により、可能な限り自立をめざすための健康づくりに取り組む必要があります。
- ◆ 高齢者の精神・身体・社会の各層における活動性を維持・向上させる取組を推進するとともに、要支援・要介護状態に陥るリスクが高い高齢者を早期発見し、早期に対応することにより状態を維持・改善することが求められています。
- ◆ 高齢者の社会参加が図られ、高齢者が地域の担い手になることは、地域づくりの観点から重要であり、高齢者と社会とのつながりを確保し、社会参加と生きがいづくりの推進が求められています。

(2) 住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。
- ◆ 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれます。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活が過ごせるよう、認知症の人や家族の視点を重視する支援体制を整えることが求められています。
- ◆ 身近な地域で介護予防に自ら取組める環境の整備や、家事や見守りなどの日常生活の支援、在宅医療と介護連携の取組の一層の推進、介護者の身体的・経済的な負担を軽減するための取組や、家族介護者の不安や悩みに応える相談支援の充実が求められています。
- ◆ 高齢期を安全・安心に暮らすためには、火災や自然災害、犯罪や交通事故等の危険に遭うことのないよう、安全性の高いまちづくり、体制づくりを進めることが求められています。

(3) 高齢者の日常生活を支えるサービス提供体制の確保

- ◆ 介護分野においては、人手不足が発生しており、今後も人口減少等による人材の確保が厳しさを増すことが懸念されていることから、質の高い人材を安定的に確保できるよう人材の育成が急務となっています。
- ◆ 要介護認定者が年々増加し、それに伴い介護給付費も年々増加する中、要介護認定者数は令和元年度がピークと予想されており、将来の介護需要を見据えた持続可能な介護保険事業の運営に取り組む必要があります。



【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

施策の方向性

(1) 生きがいを持ち、地域に根ざした健やかなまちづくりの推進

- ◆ 高齢者ふれあいいきいきサロンをはじめとする自主的活動や学習活動など、高齢者が参加しやすい活動の場の充実に努めます。
- ◆ 高齢者が健康でその人らしい暮らしができるよう、住民主体の介護予防事業「ころばん体操教室」の普及・促進、専門職派遣等の支援に努めます。
- ◆ 就業をはじめとする社会的役割や社会との関わりを持ち続けることは、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らしていくための重要な要素であり、介護予防にもつながっていくことから就労支援の推進を図ります。

(2) 住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で自立し、社会参加しながら、かつ尊厳を持って、安心して生活できる地域社会を実現するため、介護予防や認知症対策、在宅医療の推進等に積極的に取組み、高齢者が安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。
- ◆ 行政や介護サービス事業所だけでなく、NPOやボランティア・地縁組織等の多様な主体による多様な生活サービスを提供し、地域福祉の担い手となる環境や体制づくりを推進します。
また、地域福祉活動等による「互助」の取組が一層広がりを持つよう、関係者と連携して取組を推進します。
- ◆ 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関につなぐ連携支援、認知症の方やその家族への支援・相談業務等、認知症サポーターの養成、認知症の方やその家族への支援体制の充実に図ります。
- ◆ 防災対策として、町民一人ひとりの災害に対する意識、知識の向上や、避難行動要支援者登録など関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応、救援体制づくりの充実に図ります。
- ◆ 地域で高齢者を支えるための生活支援コーディネーターや地域支え合い推進員（アドバイザー）の配置、住民主体による支援活動団体、ボランティア活動を行う人材等の育成に努めます。

(3) 高齢者の日常生活を支えるサービス提供体制の確保

- ◆ 介護分野においても、少子高齢化による人手不足や離職が深刻となっていることから、様々な団体と連携し、介護人材不足の解消や質の高い人材の確保に努めます。
また、安定的な雇用確保のために、学生に対して理解促進・情報提供、社会福祉法人連絡会等の就職相談会の周知協力、地域住民による支え合い活動の推進、個人の資格取得、専門職育成の支援検討等に努めます。
- ◆ 被保険者が必要に応じて適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度の普及・啓発に努めます。
- ◆ 適正なサービス利用量を見込み、必要なサービス量が確保されるよう、介護サービスの基盤整備の検討や介護支援専門員等円滑な連携・支援体制を構築し、高齢者等に適切な介護保険サービスを提供できるよう努めます。
- ◆ 介護保険事業を持続可能なものとするため、介護給付費の適正化を図ります。



【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
高 安 齢 心 者 し が て 生 暮 ら が せ い る を ま 持 ち ち づ く り	(1) 生きがいを持ち、地域に根ざした健やかなまちづくりの推進	① 健康づくり・介護予防の推進
		② 生きがいづくりの推進
	(2) 住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	① 地域包括ケアシステムの深化・推進
		② 認知症対策の推進
		③ 在宅医療と介護連携の推進
		④ 相談支援体制・見守り活動の充実
		⑤ 住環境の整備推進
		⑥ 安全安心体制の整備推進
	(3) 高齢者の日常生活を支えるサービス提供体制の確保	① 生活支援サービスの充実
② 総合事業の推進		
③ 介護保険事業の推進		
④ 福祉・介護人材の確保・育成		
⑤ サービス基盤の整備とサービスの質の向上		

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
介護を必要とする高齢者へのサービスが充実していると感じる住民の割合	30.8%	40%以上
高齢者や障がい者が暮らしやすいと思う住民の割合	16.9%	40%以上
● 主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
ころばん体操実施団体数	45団体	50団体
認知症サポーター数	2,686人	3,276人
要介護認定率の維持・改善	21.3%	20.8%
地域福祉活動推進委員数	-	20人

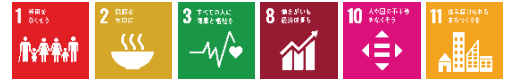
役割分担

町 民	◆ 運動などを通じて自ら要介護状態となることを予防し、身体能力の維持向上に努めましょう。
地 域	◆ 高齢者の社会参加、地域活動の担い手となることに協力し、生きがいづくりを支援しましょう。 ◆ 行政や社会福祉協議会等と連携し、地域に不足する共助を基本とした高齢者の見守り・安否確認、外出支援、家事支援など、生活支援に努めましょう。
事 業 者	◆ 高齢者等の要介護度や身体の状態に応じ、適切な介護サービスの提供や、地域住民の活動に対する支援並びに行政機関等の取組に協力しましょう。
行 政	◆ 民生委員や地域支え合い推進員（アドバイザー）等と連携を図り、地域福祉に係る人材を育成し、高齢者の日常生活支援に努めます。 ◆ 高齢者の生きがいづくりと福祉の増進に努めます。 ◆ 介護サービスの適正な給付と運営に努めます。

【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

基本施策－ 8

住み慣れた地域で、ともに支え合い、障がい者・障がい児の自立と社会参加を推進するまちづくり



現状と課題

(1) 差別解消に向けた啓発・広報活動の推進

◆ さつま町障がい者計画等見直しに関するアンケートにおいて、3割を超える障がい者・障がい児が、地域で差別感を感じており、障がい者・障がい児に対する正しい理解を深め、偏見や差別等を受けないよう、福祉教育の充実や啓発活動、ボランティア人材の育成などの継続的な取組が求められています。

(2) 相談支援体制の充実

◆ 障がい者・障がい児が身近な地域で、総合的な相談支援の実施が求められていることから、相談支援事業所との連携強化や人材育成等に取り組むなど、相談支援体制の充実に努める必要があります。

(3) 日常生活を支援するサービスや社会参加活動の充実

◆ 障がい者・障がい児の多種多様なニーズに対応するため、身体・知的・精神に関する障害福祉サービスの一元化や、サービス基盤の量的・質的な充実を図るための専門職の人材育成・確保が求められています。

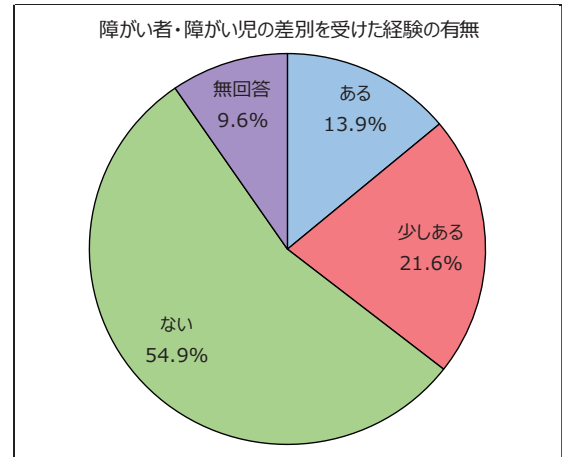
◆ 地域でのイベントや、スポーツ・文化活動は、健康増進や地域住民との交流につながることから、障がい者・障がい児の積極的な参加が求められています。

(4) 雇用・就業機会の確保等による経済的自立の支援

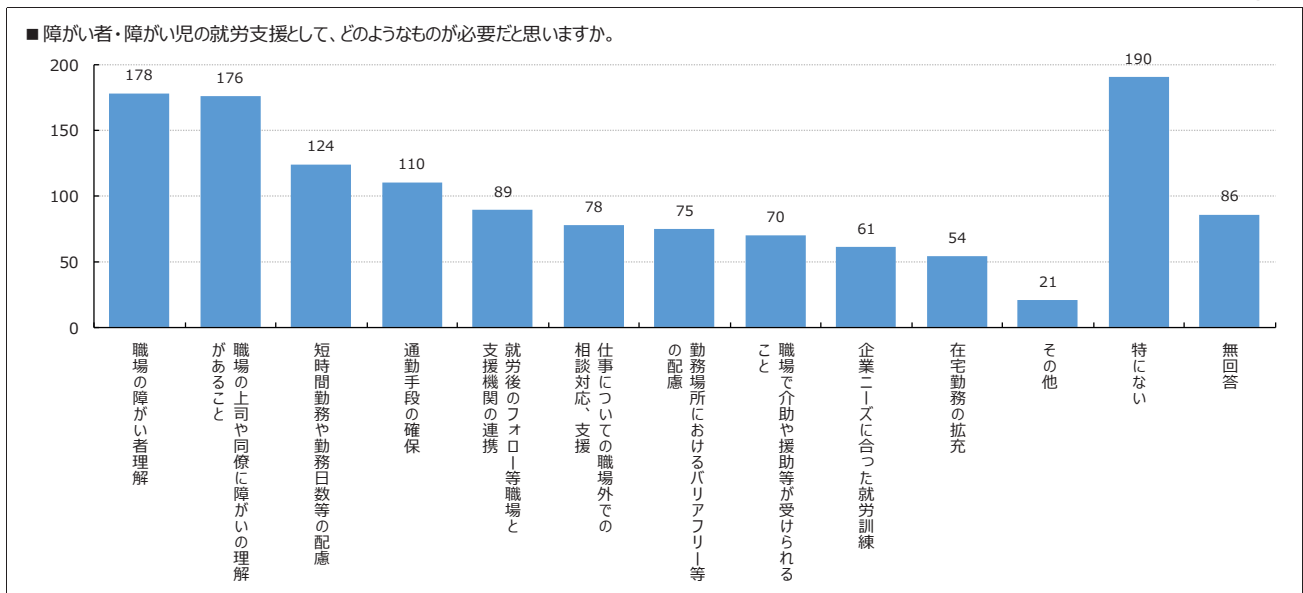
◆ 障がい者・障がい児の働く機会や職場環境を見ると、雇用の場が限られることや障がいに対する理解と配慮が求められるなど、就労支援体制の充実が必要となっていることから、ハローワークや企業との連携による就労先の確保や働きやすい環境の整備などにより、障がい者・障がい児の社会参加を促進する必要があります。

◆ 障害年金や各種手当は、障がい者・障がい児やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たすことから、制度に対する広報活動を充実する必要があります。

《障がい者・障がい児計画に関するアンケート結果》
(令和2年度実施)



《障がい者・障がい児計画に関するアンケート結果（令和2年度実施）》



【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

(5) 生活環境基盤の整備充実

- ◆ 住宅や公共施設、公共交通機関、歩道等の生活空間をユニバーサルデザインを意識した「街づくり」が求められています。
- ◆ 火災や地震等の災害発生時に、一人では避難できない障がい者・障がい児を対象に、避難体制の整備・充実が求められています。

施策の方向性

(1) 差別解消に向けた啓発・広報活動の推進

- ◆ 広報紙やホームページ、町民出前講座により、障がいや障がい者・障がい児についての正しい知識と理解の周知・啓発活動に努めます。
- ◆ 障がい者団体・ボランティア団体等が開催するイベント等への住民の積極的な参加や交流活動を通じた相互理解、また、障害者差別解消法に関わる広報パンフレットの作成・配布などにより差別解消に努めます。
- ◆ 区公民館や公民会を単位とした地域内に、障がいについて理解と熱意をもった人材の確保を図るため、ボランティアの育成や見守り活動を推進するとともに家族会の支援に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

- ◆ 地域自立支援協議会等の会議において、障がい者・障がい児の抱える問題や状況に関する情報を関係団体等と共有し、支援や対策につなげながら、連携体制の強化に努めます。
- ◆ 障害者相談員等の研修実施による相談員としての資質向上に努めます。

(3) 日常生活を支援するサービスや社会参加活動の充実

- ◆ 障害福祉サービス利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に進めます。
- ◆ 障がい者・障がい児やその家族の高齢化により、ライフステージに応じた、グループホーム・ショートステイなど多様な生活の場の確保、地域内での福祉サービスの充実、医療的ケアとの連携強化に努めます。
- ◆ 障害福祉サービスを充実させるため、ホームヘルパー等の専門職の人材の育成・確保に努めます。
- ◆ 地域活動を通じて、障がいのある人とない人が相互の理解を深め、社会参加意欲の高揚等を図るため、スポーツ・レクリエーション、文化活動の充実と、障がい者・障がい児が参加しやすい支援体制づくりに努めます。

(4) 雇用・就業機会の確保等による経済的自立の支援

- ◆ 各種雇用援護制度の活用や、障がいの特性等に応じた職業相談、職業紹介体制と職業訓練の充実など、障がい者・障がい児の雇用に努めます。
- ◆ 障害者雇用に関する周知啓発を行うとともに、職場が働きやすい環境となるよう、町民に対する障がい者・障がい児に対する理解を促すための周知啓発に努めます。

(5) 生活環境基盤の整備充実

- ◆ 住居や公共施設、公共交通機関、歩道等のユニバーサルデザイン化に努めます。
- ◆ 避難行動要支援者名簿等を活用した障がい者・障がい児に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、関係機関における体制整備に努めます。



【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
まのえ住 ち自合み づ立い慣 くと、れ り社障た 会が地 参い域 加者で を・、 推障と 進がも すいに る児支	(1) 差別解消に向けた啓発・広報活動の推進	① 啓発・広報活動の推進 ② 交流活動の促進 ③ 障害福祉の促進
	(2) 相談支援体制の充実	① 相談支援体制の充実・強化
	(3) 日常生活を支援するサービスや社会参加活動の充実	① 在宅福祉サービス等の充実 ② 障害福祉人材の育成・確保 ③ 地域の交流活動の支援
	(4) 雇用・就業機会の確保等による経済的自立の支援	① 障がい者・障がい児雇用の充実 ② 経済的自立の支援
	(5) 生活環境基盤の整備充実	① 障害福祉のまちづくりの推進 ② 災害時等における支援体制の充実

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
障がい者等への福祉サービスが充実していると感じる住民の割合	19.1%	40%以上
● 主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
広報啓発活動の回数	4回	13回
福祉施設の入所者数	64人	62人
一般就労移行者数	1人	2人
相談支援人数	53人/月	60人/月

役割分担

町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい者・障がい児への理解を深めましょう。 ◆ 障がい者・障がい児を支援するための福祉活動・ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい者・障がい児の情報収集に努め、状況を常に把握し、行政と連携しながら適切なサービスの提供に努めましょう。 ◆ 障がい者・障がい児の就業支援・雇用の拡大に努めましょう。 ◆ 障害福祉を担う人材の育成と確保に努めましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい者・障がい児に対し、各種福祉施策等の情報提供に努めます。 ◆ 町民が障がい者・障がい児への理解を深めるよう啓発に努めます。 ◆ 障害福祉を担う人材の育成と確保の支援に努めます。 ◆ 事業者と連携しながら、適切なサービスの提供に努めます。



現状と課題

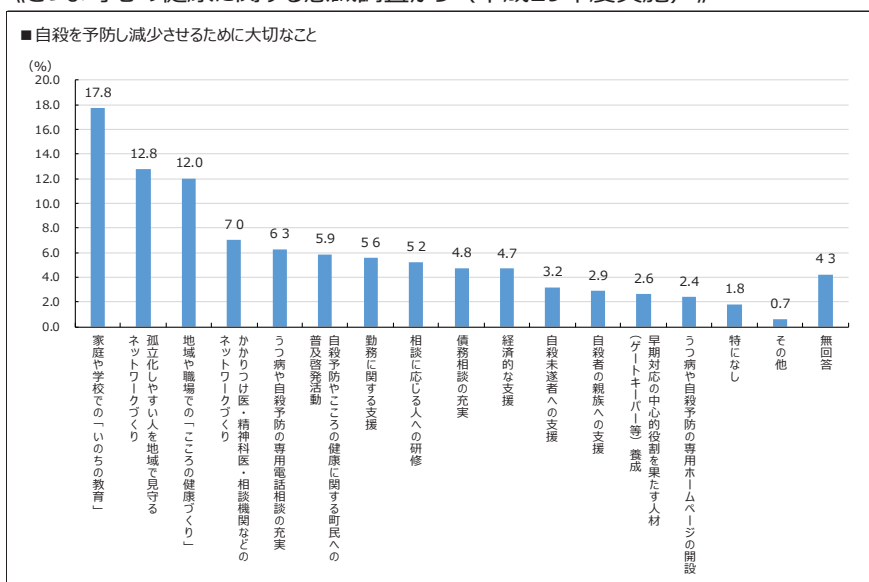
(1) 健康づくりの推進

- ◆ 生活習慣病等に対する対策や予防する健康づくりに努め、健康寿命の延伸に努める必要があります。
- ◆ 受診しやすい検診のあり方を検討し受診率の向上に努めるとともに、がん検診の要精密検査者すべての方が医療機関を受診するよう指導を継続的に行う必要があります。
- ◆ 歯・口腔の健康維持は、食生活や体の健康に影響し、更に介護予防に繋がるため、歯科保健の施策を検討し推進する必要があります。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症が発生した際の対策や、その感染予防対策に努める必要があります。
- ◆ 食生活改善推進協議会や健康づくり推進員などの活動支援を行い、地域における健康づくりの取組を更に推進する必要があります。
- ◆ 保健センターの老朽化が進んでいるため、施設のあり方を含めて活用等について検討する必要があります。

(2) こころの健康づくりの推進

- ◆ 自殺者数は減少傾向にあるものの、自殺に至るあらゆる要因が存在することから、それぞれの悩みに対応できる相談体制の整備が求められています。
- ◆ 身近な人が抱えている悩みや変化に気づき支援するために必要なゲートキーパー※1の役割を、様々な人が担うことが期待されています。

《さつま町心の健康に関する意識調査から（平成29年度実施）》



(3) 医療の確保

- ◆ 二次救急医療機関である薩摩郡医師会病院の医師不足は深刻な課題であり、常勤医師の確保に努める必要があります。
- ◆ 北薩地域における、周産期・小児医療提供の体制支援などが求められています。

(4) 安定した国保事業の推進

- ◆ 特定健康診査・特定保健指導の受診率及び終了率は高いものの、国民健康保険における一人あたりの医療費は、県内でも高い水準にあることから、医療費適正化を推進し、保健指導や訪問指導等を充実する必要があります。
- ◆ 国民健康保険税については、被保険者が減少傾向にあり保険税の減収が見込まれることから、税率改正や収納率向上など、これまで以上に国保財政の健全化に向けての取組が必要となります。

※1 **ゲートキーパー**とは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことで、地域のかかりつけの医師や公民館・公民会の役員や民生委員・児童委員、ボランティアなど、さまざまな人が担うことが期待されています。

【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

施策の方向性

(1) 健康づくりの推進

- ◆ 生活習慣病等の発症予防や重症化予防に対する対策を検証し見直しを行い、若い世代からの健康づくりの普及啓発に努め、健康寿命の延伸を更に推進します。
- ◆ 検診の受診率の向上に努め、がん検診の要精密検査者すべての方が医療機関を受診するよう指導や呼びかけを継続的に行い、精密検査受診の把握に努めます。
- ◆ 生涯にわたる歯・口腔の健康維持を図るため、「8020運動」※1を推進し、あらゆる世代における歯科保健の施策を検討し推進します。
- ◆ 新たな感染症が発生した際の対策について、国や県と連携し情報収集に努め、その感染防止対策に努めます。
- ◆ 各個人の健康づくりへの関心や意識づくりを図り、実践が習慣化するよう、食生活改善推進協議会や健康づくり推進員などの活動支援を推進します。
- ◆ 保健センターの活用等について検討し、利便性向上に努めます。

(2) こころの健康づくりの推進

- ◆ 各団体と連携し、自殺対策協議会での情報提供や収集を行いながら、現状・課題等について検証し対策を推進します。また、自殺に至る様々な要因やプロセスについて住民への周知を図り、あらゆる悩みに対応できる相談体制づくりに努めます。
- ◆ 悩みを抱えている人が孤立しないよう、「悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る」といった役割を担い、適切に関わる必要があるゲートキーパーの養成講座を継続的に行い、その活動の推進を図ります。

(3) 医療の確保

- ◆ 県や医師会と連携し、二次救急医療機関である薩摩郡医師会病院の医師不足解消に努め、身近で適切な医療が受けられるよう地域医療体制の充実に努めます。
- ◆ 北薩地域における、各自治体や産科医療機関における医療体制確保協議会と連携し、医療の確保に努めます。

(4) 安定した国保事業の推進

- ◆ 生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健康診査・特定保健指導の受診率及び終了率の更なる向上を目指し、医療費適正化に努めます。
- ◆ 保健師・管理栄養士等による個別面接型の保健指導を実施します。
- ◆ 川薩圏域の医療機関と連携し、糖尿病重症化予防及び慢性腎臓病（CKD）予防ネットワークの推進を図ります。
- ◆ 国民健康保険税の税率改正など国保財政の健全化に努めます。

※1 **8020運動**とは、「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動です。1989年より厚生労働省と日本歯科医師会が提唱して開始されました。

【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
いつまでも健康なまちづくり	(1) 健康づくりの推進	① 各種がん検診・生活習慣病等予防検診の推進
		② 歯・口腔の健康づくりの推進
		③ 新たな感染症を含む感染症予防対策
		④ 予防接種の推進
		⑤ 健康づくり推進員や健康づくり団体の育成・支援
		⑥ 「健康づくり推進の町」宣言（健康さつまポイント事業）の推進
		⑦ 保健センター機能の充実
	(2) こころの健康づくりの推進	① 自殺予防対策
		② 地域の「つながり」による見守り体制の構築
	(3) 医療の確保	① 二次救急医療体制の支援
		② 医師確保対策
	(4) 安定した国保事業の推進	① 特定健康診査・特定保健指導の推進
		② 個別指導・訪問等の充実
		③ 糖尿病重症化予防及びCKD予防ネットワークの推進
		④ 国保財政健全化の推進

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
普段健康だと感じている住民の割合	76.6%	80%以上

● 主な指標

		現状 (R1)	目標 (R7)
がん検診の受診率 (町事業における受診者数/対象年齢の全住民)	胃がん	8.1%	8.3%以上
	肺がん	8.6%	8.7%以上
	大腸がん	16.7%	16.7%以上
	子宮頸がん	17.6%	20.3%以上
	乳がん	20.8%	21.8%以上
特定健康診査受診率		70.8%	70%以上
いきいきすこやかお口健診受診率		16.6%	20%以上

【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

目標・指標

● 主な指標

	現状（R1）	目標（R7）
自殺死亡者数	2人	0人
ゲートキーパー養成講座受講者数	351人	1,000人
二次救急医療機関の常勤医師の確保数	4人	6人

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「自分の健康は自分でつくる」意識を持ち、日頃から積極的な運動、食生活改善、健診受診等に努めましょう。 ◆ 体調が悪い時には我慢せず、昼間のうちにかかりつけの医療機関を受診しましょう。 ◆ 一人一人が感染症予防に努めましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域住民に対し、特定健診への受診勧奨、ふれあいサロン等による地域主体の健康づくり運動に取り組みましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 職場における健康づくりの啓発や各種健（検）診の受診勧奨を行いましょ。 ◆ 職場における感染症予防に努めましょう。 ◆ 住民が健やかに暮らすために、医療体制の充実に努めましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町民の健康づくりに対する意識の向上、健（検）診の受診勧奨、保健指導の徹底、医師確保のための支援に努めます。



現状と課題

(1) 差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の推進

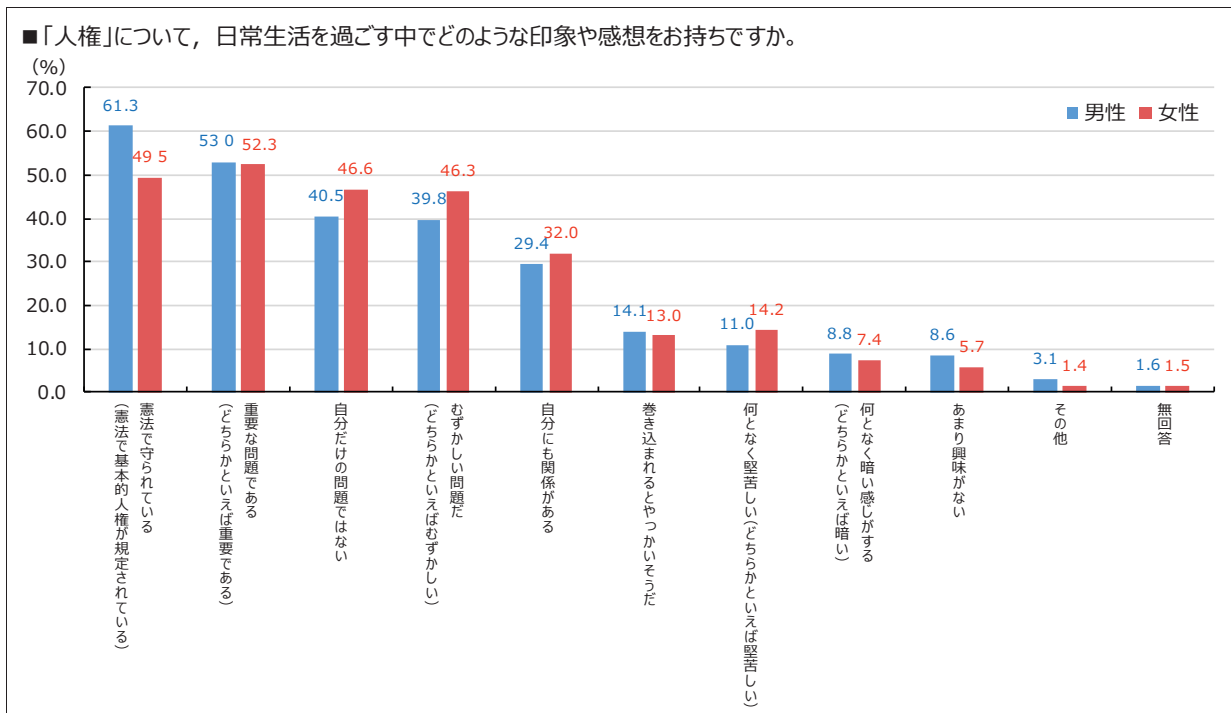
◆ 人権に関する問題は、女性・子ども・高齢者・障がい者・障がい児・外国人・犯罪被害者・感染症患者・性的マイノリティ（少数者）に関するものなど多岐にわたっています。また、近年インターネットを悪用した他人への誹謗中傷やプライバシーの侵害、差別的な表現の書き込み等が大きな問題となっています。このような多様な人権問題を解決・解消していくためには、関係機関・団体等の連携強化のもと、人権問題についての教育や啓発活動を効果的・継続的に推進し、人権意識の高揚に努めていくことが求められています。

(2) 人権相談・支援体制の推進

◆ 人権擁護委員や民生委員・児童委員等と連携し、当事者の立場に立ったきめ細やかな相談活動ができる体制を整え、個々の課題や思いに寄り添い、早期解決に向けた取組の充実を図る必要があります。

(3) 同和問題対策の啓発推進

◆ 同和問題は、これまでの特別措置法（平成14年失効）により地区内の物的な生活環境は概ね整えられつつも、同和問題に関する差別意識は依然として根強く存在し、更なる社会問題となっています。2016年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、差別解消に関し相談体制や教育及び啓発活動の推進等、国及び地方公共団体の責務が明らかにされました。今後も引き続き基本的人権の尊重という視点に立って、同和問題への正しい理解を深めるための、より一層の教育・啓発が求められています。



(資料：平成30年度鹿児島県人権についての県民意識調査より)

施策の方向性

(1) 差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の推進

- ◆ 人権に関する多様な問題を解決するため、学校・家庭・地域・職場などあらゆる場における人権教育・啓発活動を進めます。
- ◆ 性的マイノリティ（少数者）の人権擁護の観点から、本町の申請書等における性別記載欄の必要性や記載方法について検証し、見直しが可能なものから性別表記を削除するなど、精神的苦痛を感じる方へ配慮した取組を行います。

【基本目標Ⅲ】 ともに認めあい、支えあうまち

(2) 人権相談・支援体制の推進

- ◆ 人権擁護・権利擁護のため、人権相談をはじめとする各種相談の推進に努めます。

(3) 同和問題対策の啓発推進

- ◆ 同和問題について正しい理解と知識を一層深めるため、教育及び啓発等を積極的に推進し、差別意識解消に向けた研修会等を充実させ、学校・家庭・地域・職場で更なる認識と理解の向上に努めます。

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
ま ち 人 権 を く ぞ ん じ ん と す る	(1) 差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の推進	① 人権教育・啓発活動の推進
	(2) 人権相談・支援体制の推進	① 人権相談の充実・体制の強化
	(3) 同和問題対策の啓発推進	① 同和問題研修会等の充実

目標・指標

● 成果目標

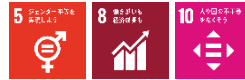
	現状 (R1)	目標 (R7)
基本的人権が憲法で保障されていることを知っている住民の割合	94.9%	100%

● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
人権イベント等開催回数	1回	2回
人権啓発研修会等開催回数	2回	3回

役割分担

町 民	◆ 人との接し方や日々の言動に、相手の気持ちを思いやる習慣を持ちましょう。
地 域	◆ 子ども、高齢者、障がい者・障がい児、女性等の多様な住民の交流を深める地域活動に積極的に取り組みましょう。
事 業 者	◆ 人権を尊重する職場づくり、公正な採用選考及び雇用の促進に努めましょう。
行 政	◆ 人権問題を正しく理解し、人権が尊重される明るい社会の実現を目指します。 ◆ 人権尊重に対する啓発活動、相談しやすい窓口づくりに取り組み、研修等の機会を積極的に提供します。



現状と課題

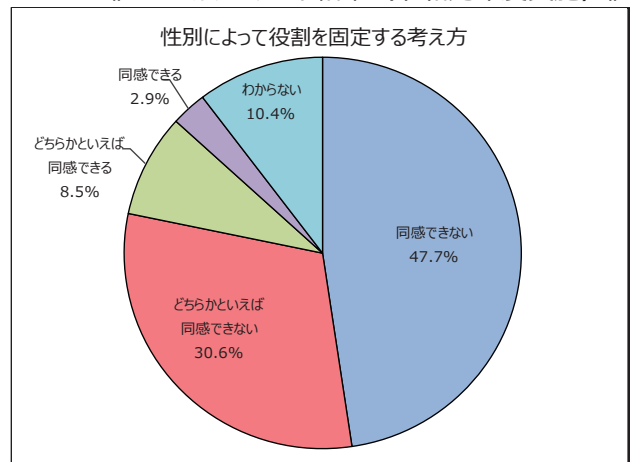
(1) 男女共同参画の推進

- ◆ 男女共同参画社会の推進については、各種委員会等の女性登用率が県内でも低位の状況であり、（県内で登用率20%未満自治体は16市町：平成30年度末）、高い目標設定と早期の達成が必要となっています。

しかし、女性の登用率を高めようとする場合、一部の女性団体役員に依頼が集中し、多くの役職を兼務しなければならないという現状となっています。

- ◆ 男女がともに仕事と家庭を両立できる社会環境の実現に向け、さまざまな取組を推進してきている中、依然として固定的な役割分担に基づく偏りも見受けられる状況にあります。
- ◆ 配偶者やパートナーからの暴力による人権侵害、DV被害が増加する傾向にあり、被害者の自立に向けた支援が求められています。

《まちづくりアンケート結果（令和元年度実施）》



(2) 多文化共生の推進

- ◆ 町内における外国人住民は、令和3年1月末現在で450人となっており、住民基本台帳法の適用対象となった平成24年と比べて、約4倍に増加しています。今後も、増加が見込まれることから、外国人住民と連携・協働を図ることが求められるとともに、孤立することなく、地域社会を構成する一員として安心して生活することができる環境を整備していく必要があります。
- ◆ 労働力不足を背景に、町内事業所への外国人労働者や実習生の増加が顕著となっており、言語や文化の違いによる新たな課題も発生しつつあることから、外国人を労働力の人材として受入れる環境を整備する必要があります。
- ◆ 外国人労働者は、ある程度の日本語を学習されており、簡単な日本語は理解できると考えられますが、日本語の理解力に差があるケースが多く、行政・生活情報等がうまく伝わっていない状況がうかがえます。このことから、行政・生活情報を外国人にも分かりやすく工夫して情報を伝えることが必要となっています。

■ 住民基本台帳外国人登録の推移（7月31日現在）

（単位：世帯、人）

項目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
外国人世帯	51	56	75	84	116	141	224	340	384	413	
混合世帯	28	29	28	27	27	27	27	26	24	23	
人数	男	33	28	30	28	30	38	56	91	104	120
	女	74	82	103	114	139	156	218	296	318	330
	計	107	110	133	142	169	194	274	387	422	450

※ R3年は、1月31日現在の数値

【基本目標Ⅲ】 ともに認めあい、支えあうまち

施策の方向性

(1) 男女共同参画の推進

- ◆ 男女が協力して地域活動やまちづくりに参画できる機会を確保し、女性委員等の登用率向上を目指し、審議会や委員会などの政策・計画策定に女性の能力を十分に活用していきます。
- ◆ 女性団体連絡協議会の活動支援においては、現状の取組（女性大会、町長と語る会、女性議会など）を引き続き支援しながら、女性の意見を町政や広く社会の場で反映させる機会を拡大し、女性の社会参画の機運の醸成に努めます。
- ◆ 女性の活躍を図るため、男女がともに個性と能力を十分に発揮できるよう、仕事と家庭の調和（ワークライフバランス）の実現を推進します。
- ◆ DVなどの暴力に悩む住民の相談しやすい体制を整えるとともに、DV被害防止に向けた啓発活動などの取組の充実を図ります。

(2) 多文化共生の推進

- ◆ 町多文化共生推進協議会を中心に、多文化共生推進計画の策定はもとより、関係者による意見交換等を踏まえた各種取組の展開につなげます。
- ◆ 外国人住民へ日本語教育などのケアを図りながら、気象災害や新型コロナウイルス感染症などに備え、町で生活していくための情報を理解できる機会の創出に努め、コミュニケーションや生活に関する支援を推進し、外国人住民を地域社会の一員として、積極的な地域活動への参加を促していきます。
- ◆ 多言語電子配信ソフトを活用した多言語翻訳での情報発信に加え、外国人にとって「易しい（簡単な）」かつ「優しい（相手を思いやる）」日本語を使った情報提供に努めます。
また、外国人住民が情報を取得しやすい環境を整えるため、公共施設の公衆無線LANを整備するとともに、町内のWi-Fiスポットが検索できる仕組みの構築を目指します。

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
多 互 文 い 化 に 共 支 生 え の あ い ま ち 参 づ 画 く で り き る	(1) 男女共同参画の推進	① 地域活動やまちづくりにおける女性の参画拡大 ② 男女共同参画の意識啓発
	(2) 多文化共生の推進	① 多文化共生の意識を育む環境づくり ② 多文化共生施策のための各課等横断的な推進体制の整備 ③ 他団体における先進的な知見やノウハウの活用

【基本目標Ⅲ】 ともに認めあい、支えあうまち

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
社会全体で「男女平等である」と感じる住民の割合	12.5%	80%以上
● 主な指標		
	現状 (R1)	目標 (R7)
各種審議会等への女性登用割合	19.1%	40%以上
「男は仕事、女は家庭」と思う人の割合	11.4%	10%未満
翻訳アプリアクセス件数	663件	8,400件
外国人向けオリエンテーションの開催回数	—	年1回以上

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画の意義を理解し、家庭、地域、職場などあらゆる場への浸透を図りましょう。 ◆ 在住外国人住民との交流や、異文化への相互理解に努めましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域活動等における方針決定過程に女性の参画を進めましょう。 ◆ 多様な生活者が地域社会の一員として地域活動・まちづくりに参画できるような環境を整えましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 外国人労働者の増加に応じた受入れ体制の整備に努めましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町民や事業者等への男女共同参画に向けた情報発信に努めます。 ◆ 在住外国人住民が行政情報や生活情報を入手できるような体制づくりに努めます。 ◆ 外国人向けの暮らしの便利帳等の作成を検討します。



現状と課題

(1) 危機管理・防災の充実

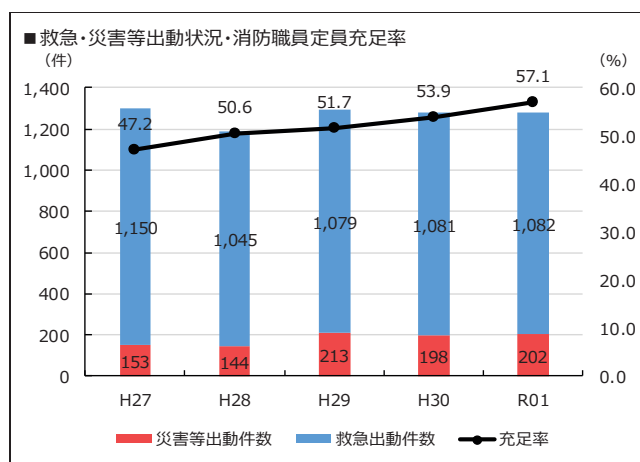
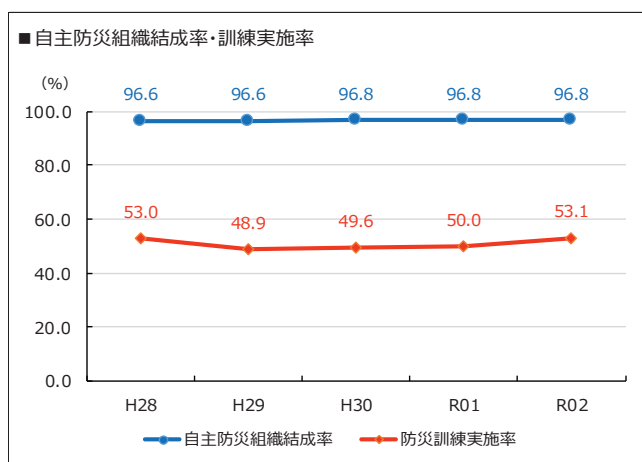
- ◆ 自助・共助の精神のもとに組織する自主防災組織の活動強化が重要であります。 「町内一斉防災訓練」の実施率は減少傾向にあります。
- ◆ 土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検結果等、地域住民への周知徹底を図り、防災意識の向上を図る必要があります。
- ◆ 原子力災害対策をはじめ、避難の実効性を高めるため、防災訓練を毎年、適切な時期に実施する必要があります。
- ◆ 「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」締結後に、福祉避難所として開設した経験がないことから、避難所の運営方法の経験不足と、事業所自体の人材不足のため、避難者への配慮が行き届かないことが想定されます。
- ◆ 近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化により、災害に「備える」「対応する」「支援する」ことが予測困難となってきています。災害人員配置についても、高齢化・人手不足が懸念されます。

(2) 常備消防体制の充実

- ◆ 消防車両は導入後14年が経過した指揮車など合計12台を所有しています。日常の点検等は行っているものの、車両の故障が増加している状況にあり、緊急時の使用に支障をきたす恐れがあることから、計画的な更新を行う必要があります。
- ◆ 本町の消防職員の定数は48名・充足率57.1%であり、県内20消防本部中19番目となっており、充足率の低さは消防力の低下を招くため、消防救急業務等を円滑に進める上でも、職員数の増員が必要となっています。
- ◆ 住宅用火災警報器の設置義務化から11年が経過し、適切な維持管理・更新時期を向えた機器の周知並びに未設置世帯への対応が必要となっています。
- ◆ 消防業務の広域行政については、本町だけの推進は困難であることから、北薩地域の近隣消防本部や県など、関係機関での継続した協議が必要となっています。

(3) 消防団体制の充実

- ◆ 人口減少や雇用態勢の変化により消防団への入団者は年々減少しており、定数割れの分団が多数存在している状況にあります。
- 一方で、県内の類似自治体と比較すると、人口に対する消防団員定数の比率が高い状況であり、各分団とも定数の維持が課題となっています。



【基本目標Ⅳ】 安全・安心の輪を広げるまち

施策の方向性

(1) 危機管理・防災の充実

- ◆ 地域防災計画や業務継続計画等の策定・見直しにあわせ、避難所等の備蓄品の充実を図るとともに、災害時の多様な伝達手段の検討を進めます。また、自主防災組織の強化を図るため、防災士や地域のリーダーとなる人材の育成等を進めます。
- ◆ 地域コミュニティの繋がりを活かし、防災訓練や災害発生時の疑似体験活動等を通じた、地域の防災力と地域住民の防災意識の向上に努めます。
- ◆ 福祉避難所としての機能の充実を図るため、出水期等前の打合せや訓練を実施します。
- ◆ 大規模災害などの発生に備えて、非常食や物資等の計画的備蓄に努めます。
- ◆ 災害発生時のスムーズな復旧・復興に寄与するため、災害応援協定など関係機関等との連携に努めます。
- ◆ 危機管理事象への的確な対応を図るため、国・県の各種防災計画見直しへの迅速・適切な対応を進めます。

(2) 常備消防体制の充実

- ◆ 消防救急活動等に支障を来たさぬよう、高規格救急自動車をはじめ、各種消防車両や救急救助資機材等の適正時期での更新を計画的に進めます。
- ◆ 消防職員の充足率を高め、警防力の向上を図るため、職員数の確保に努めます。
- ◆ 住宅用火災警報器の点検や取替などの普及啓発を図ります。
- ◆ 北薩3消防本部消防通信指令業務の共同運用に向け協議会を設置し、更に検討を進めます。

(3) 消防団体制の充実

- ◆ 他の自治体の人口に対する消防団員定数の比率も参考にしながら、現在の本町の人口に適した消防団員定数に見直すとともに、定数が減少した各分団の消防力を補うため、分団の組織再編に努めます。併せて、団員の処遇の改善を図り、魅力ある消防団づくりに努めます。

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
災害 らに せ強 るく ま安 ち心 づし くて り	(1) 危機管理・防災の充実	① 地域防災計画の推進
		② 防災情報伝達体制の確立
		③ 自主防災組織活動の促進
		④ 危機管理体制の充実
	(2) 常備消防体制の充実	① 消防施設・設備の充実
		② 救急救助体制の充実
		③ 火災予防対策の普及啓発
		④ 警防力の確保
		⑤ 消防業務の共同運用の検討
	(3) 消防団体制の充実	① 消防団組織の充実
		② 地域消防施設・設備の充実

【基本目標Ⅳ】 安全・安心の輪を広げるまち

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
「災害に強いまち」と感じる住民の割合	—	50%以上

● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
自主防災組織結成率	96.8%	100%
自主防災組織の訓練実施率	53.1%※1	70%以上
住宅用火災警報器設置率	92.0%	100%
消防団員定数に対する充足率	89.1%	100%

※1 自主防災組織訓練実施率は、令和2年度の数値

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「自らの命は自ら守る」、「ともに助け合う」という、自助・共助の精神に基づき安全安心なまちづくりを一緒に進めましょう。 ◆ 食料の備蓄や非常用持出袋の準備を行い、非常時に備えましょう。 ◆ 救急車は、適正に利用しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自主防災組織を充実させ、地域の安全は地域で守りましょう。 ◆ 災害時、避難行動要支援者を地域で支援しましょう。 ◆ 地元消防団の活動への理解を深め、団員確保に協力しましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域・行政と一緒に安全安心なまちづくりを進めましょう。 ◆ 多くの人が利用する施設、危険物取扱事業所等は、自衛消防隊を結成し、災害・事故等に備えましょう。 ◆ 非常時に備えて防災訓練等を行いましょう。 ◆ 消防団の活動への理解を深め、団員確保に協力しましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自主防災組織や自衛消防隊等の防災活動の充実強化を図ります。 ◆ 消防・救急体制の整備充実に努めます。 ◆ 消防団組織の充実に努めます。



現状と課題

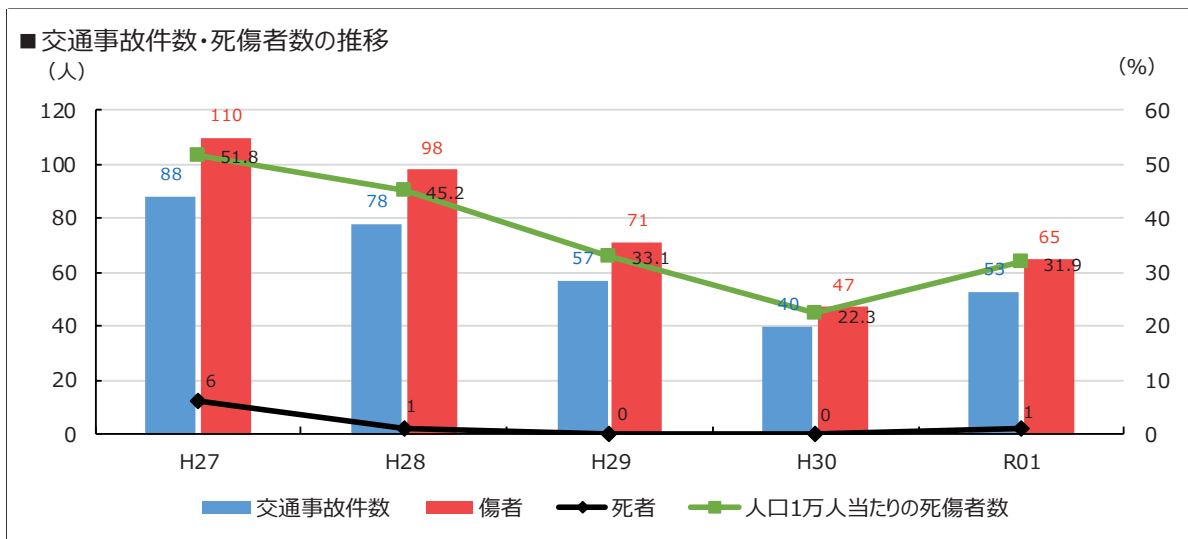
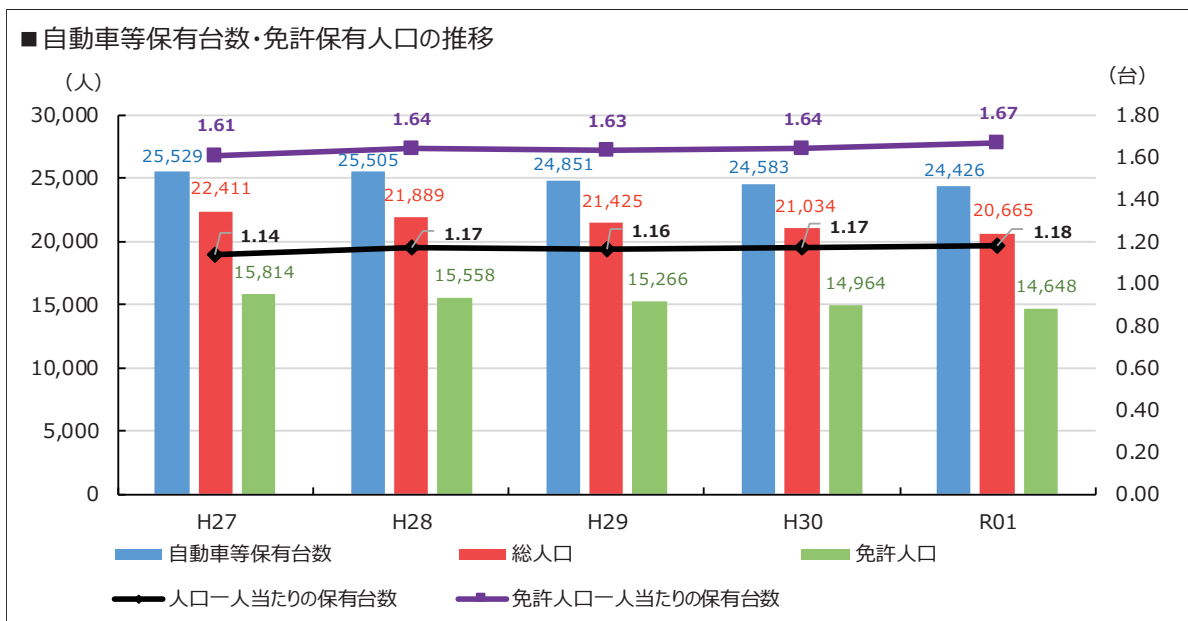
(1) 交通安全対策の充実

◆ 第10次交通安全計画（平成28年度～令和2年度）を策定し、年間の死者数ゼロの達成と、人身事故件数の二桁化を目標とし、関係機関、団体等と一体となって交通安全対策を実施していますが、本町における交通事故の発生状況を見ると、高齢者の関係する事故の割合が依然として高いことから、引き続き高齢者に対する交通安全対策の強化が求められています。

(2) 防犯力の向上

◆ 令和元年中の本町の刑法犯認知件数は56件、犯罪率（人口1万人当たりの認知件数）は26.2%となっており、県内43市町村の中で23番目、平成26年と比べ件数で59件の減となっています。

種別で見ると、窃盗犯が39件で、全体の72.2%を占めています。また、「車上ねらい」や「声かけ事案」のほか、「うそ電話詐欺」の被害など、犯罪の多様化が指摘されており、これらの未然防止対策の強化が求められています。



(資料：鹿児島県警察 交通統計より)

【基本目標Ⅳ】 安全・安心の輪を広げるまち

施策の方向性

(1) 交通安全対策の充実

- ◆ 「さつま町交通安全計画」に基づき、町民総ぐるみの交通安全運動を展開し、交通事故防止に努めます。
(第11次交通安全計画〈令和3年度～令和7年度〉の策定)

(2) 防犯力の向上

- ◆ 犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため、関係機関・団体との連携のもと推進体制の確立を図り、防犯意識の高揚と情報提供に努めます。併せて防犯カメラの計画的な設置を継続し、犯罪抑止力の向上に努めます。

また、公民会が設置する防犯灯の整備を支援するとともに、町管理防犯灯のLED化並びに維持管理に努めます。

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
ま全防 ち対犯 づ策・ く充交 り実通 の安	(1) 交通安全対策の充実	① 町民総ぐるみの交通安全運動の展開
		② 交通安全教室の充実・強化
		③ 交通安全施設の整備
	(2) 防犯力の向上	① 防犯対策の推進と情報提供
② 防犯灯・防犯カメラの整備		

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
「安全安心なまち」と感じる住民の割合	41.3%	50%以上

● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
交通事故件数 (人身事故)	53件	40件以下
刑法犯罪認知件数	56件	40件以下
町管理防犯灯LED化率	42.1%	60%以上

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交通ルールやマナーを守り、交通安全に対する意識を高めましょう。 ◆ 防犯活動に積極的に参加し、住民一人ひとりが防犯意識を高めましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域全体で交通安全・防犯対策の強化に努めましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業活動での安全確保に努め、各種安全運動に積極的に協力しましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町民総ぐるみの交通安全運動を展開し、交通事故防止に努めます。 ◆ 関係機関・団体との連携のもと推進体制の確立を図り、防犯意識の高揚と情報提供に努めます。



現状と課題

(1) 消費生活に関する情報提供と意識啓発

- ◆ 社会経験が浅いことによる、若年者の有料サイトの架空請求や金融トラブルなどの様々な消費者トラブルに遭うケースが多くなっています。また、高齢者への訪問販売や電話勧誘による被害が多く、被害にあっても相談しない、相談できない、被害に気付かないなどのケースも多くみられることから、継続的な消費者教育の実施・啓発の強化、充実を進めて行くことが求められています。

(2) 消費者相談・支援体制の充実

- ◆ 消費者トラブルは、年々複雑化、悪質・巧妙化しており、対応するための新たな知識等が年々必要となっています。また、相談体制を継続的に確保するため、新たな相談員の早期育成が急務となっています。
- ◆ 消費者のニーズが多様化し、インターネット等を利用した通信販売の普及をはじめ、商品や販売の形態も多様化しており、若年層を含めた消費者トラブルへの対応が求められています。
- ◆ ひとり暮らしや認知症等の高齢者や障がいなどにより、十分な相談や判断ができない消費者をターゲットにした、悪質な消費者トラブルに巻き込まれるケースが後を絶たない状況にあり、今後も超高齢社会が進展する中で、これら悪質商法による高齢者等の被害の未然防止が大きな課題となっています。
また、被害に遭っても、周囲に知られるのを恐れて相談をためらうなど、支援が困難なケースが見受けられます。

《消費生活相談件数等の状況》

(単位：件、円、人)

	さつま町		鹿児島県 (さつま町関係分)		合計		合計	
	件数	救済金額	件数	救済金額	件数	救済金額	件数	受講者数
令和元年度	138	3,517,472	64	3,420,480	202	6,937,952	44	1,291
平成30年度	161	423,640	45	862,432	206	1,286,072	48	1,381
平成29年度	144	3,463,343	42	1,998,000	186	5,461,343	45	1,901
平成28年度	127	7,131,354	46	3,339,200	173	10,470,554	53	1,495
平成27年度	144	12,448,155	53	1,622,700	197	14,070,855	51	1,610
平成26年度	115	18,424,137	85	3,037,386	200	21,461,523	53	1,484
平成25年度	30	2,181,480	104	3,894,887	134	6,076,367	平成26年度から 相談員設置	
平成24年度	24	1,886,550	87	5,108,410	111	6,994,960		
平成23年度	30	3,366,616	115	7,764,925	145	11,131,541		
平成22年度	24	1,047,880	67	1,531,351	91	2,579,231		
合計	937	53,890,627	708	32,579,771	1,645	86,470,398	294	9,162

令和元年度は、携帯電話等への詐欺メールの相談や架空請求ハガキの相談が寄せられ、全国でも同様の事例が多く発生しています。他には「お試しのはずが、定期購入だった」という通販トラブルの相談が特徴的となっています。また、健康食品や太陽光パネル設置のための土地利用に関する相談も上位を占めました。

施策の方向性

(1) 消費生活に関する情報提供と意識啓発

- ◆ 消費者トラブルの発生を未然に防止するため、関係機関と連携して、最新の事例などをもとに、より効果的な啓発のあり方について検討しながら、町広報紙、ホームページ、公式SNSや消費生活講座等を活用した積極的な情報提供に努めます。

【基本目標Ⅳ】 安全・安心の輪を広げるまち

(2) 消費者相談・支援体制の充実

- ◆ 消費者の安全と安心を支え、消費者トラブルの解決を支援するため、常に最新の消費生活情報を収集し、消費生活相談窓口の相談体制の充実に努めます。
- ◆ 複雑化、悪質・巧妙化している消費者トラブルに対応するため積極的な研修へ参加し、消費生活相談員の資質向上に努めます。
- ◆ 高齢者や障がい者の消費者トラブルの未然防止、被害拡大の防止や被害者救済を図るため、役場内連携に留まらず、地域住民や民生委員・児童委員、ホームヘルパー、地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察、消防など多様な機関による連携強化を図り見守り体制の充実に努めます。
また、福祉サービス利用支援事業や成年後見制度の活用についての周知に努めます。

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
豊 を か 実 な ま 現 消 ち す 費 づ る 生 活 く 活 り	(1) 消費生活に関する 情報提供と意識啓発	① 消費者トラブルの未然防止 ② 消費生活に関する情報提供
	(2) 消費者相談・支援 体制の充実	① 消費生活相談体制の充実 ② 世代に応じた消費者トラブルへの対応 ③ 地域や関係機関・団体が連携した高齢者等の見守り体制の充実

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
消費生活講座実施件数	44件	50件
● 主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
消費生活講座受講者数	1,291人	1,600人

役割分担

町 民	◆ 消費生活講座等に積極的に参加し、消費者トラブルに関する被害防止意識を高めましょう。
地 域	◆ 高齢者等に対する見守りを行い、悪質な訪問販売等による被害を未然に防ぎましょう。
事 業 者	◆ 消費者に対し、契約内容等の十分な説明を行い、トラブル防止に努めましょう。 ◆ 行政機関等と連携して、消費生活に関する情報提供に努めましょう。
行 政	◆ 消費生活講座や各種広報媒体を活用し、積極的な情報提供に努めます。 ◆ 悪質・巧妙化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員の資質向上に努めます。 ◆ 地域住民や警察、消防等の多様な機関による連携を強化し、見守り体制の充実に努めます。